

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 3 0 号

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則（平成 2 1 年野田市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指定障害福祉サービス事業者」を「グループホーム（日中サービス支援型共同生活援助を除く。）を千葉県内において運営する者」に改める。

第 5 条の見出し中「額等」を「額」に改め、同条中「交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の一人当たりの補助基準月額及び一人当たりの補助金の額は、別表のとおり」を「額は、別表に定める補助基準額から算定した補助対象額と前条に規定する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条）

区分	入居 定員	障害支援区分	補助基準額（入所者 一人当たりの月額単 価）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）の規定により置くべき世話人（以下「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置され、かつ、人員配置体制加算において、世話人が、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上配置されているグループホーム	4人 以下	区分1又は非該当	108,000円
		区分2	122,000円
		区分3	127,000円
		区分4	151,000円
		区分5	188,000円
		区分6	227,000円
	5人	区分1又は非該当	93,000円
		区分2	107,000円
		区分3	126,000円
		区分4	146,000円
		区分5	177,000円
		区分6	216,000円
	6人	区分1又は非該当	83,000円
		区分2	97,000円
		区分3	119,000円
		区分4	139,000円
		区分5	170,000円
		区分6	210,000円
世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置され、かつ、人員配置体制加算において、世話	4人 以下	区分1又は非該当	94,000円
		区分2	107,000円
		区分3	112,000円

人が、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上配置されているグループホーム		区分4	136,000円
		区分5	172,000円
		区分6	213,000円
	5人	区分1又は非該当	79,000円
		区分2	92,000円
		区分3	111,000円
		区分4	131,000円
		区分5	161,000円
		区分6	201,000円
	6人	区分1又は非該当	69,000円
		区分2	82,000円
		区分3	104,000円
		区分4	124,000円
		区分5	154,000円
		区分6	196,000円
世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているグループホーム	4人以下	区分1又は非該当	85,000円
		区分2	97,000円
		区分3	102,000円
		区分4	126,000円
		区分5	162,000円
		区分6	203,000円
	5人	区分1又は非該当	70,000円
		区分2	82,000円
		区分3	101,000円

		区分 4	1 2 1, 0 0 0 円
		区分 5	1 5 1, 0 0 0 円
		区分 6	1 9 1, 0 0 0 円
	6 人	区分 1 又は非 該当	6 0, 0 0 0 円
		区分 2	7 2, 0 0 0 円
		区分 3	9 4, 0 0 0 円
		区分 4	1 1 4, 0 0 0 円
		区分 5	1 4 4, 0 0 0 円
		区分 6	1 8 6, 0 0 0 円

注

- 1 年度の途中で入居定員に変更があった場合は、変更となった月から変更後の入居定員により算定する。
- 2 補助基準額は、法に基づく共同生活援助サービス費、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算の給付を受けている場合は、当該金額を除いた額とする。
- 3 障がい者等が月の途中において入退居した場合は、日割計算により算定する。
- 4 障がい者等が月の途中において障害支援区分（法第 4 条第 4 項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）が変更となった場合は、当該月の初日の障害支援区分を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月分の補助金から適用する。